

生保第71号

平成16年3月2日

改正 平成17年務第1155号

改正 平成18年生環第256号

改正 令和2年務第291号

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

環境監視活動アドバイザー運用要綱の制定について

近年、環境犯罪とりわけ産業廃棄物の不法投棄等の生活環境を悪化させる事犯が大きな社会問題となっており、県民に身近で関心の高い問題であることからその的確な対応を図るため、このたび、環境パトロール活動などを行う環境監視活動アドバイザーを配置することとし、別添のとおり環境監視活動アドバイザー運用要綱を制定して、平成16年4月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

改正 平成17年 務 第1155号  
改正 平成18年生環第256号  
改正 令和2年 務 第291号

## 環境監視活動アドバイザー運用要綱

### 第1 目的

この運用要綱は、岐阜県警察各種非常勤専門職設置要綱の制定について（「岐阜県警察会計年度任用職員設置要綱」（令和2年3月30日付け務第287号。以下「要綱」という。）に規定する環境監視活動アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 定義

アドバイザーとは、環境犯罪対策に関する知識・経験を有する者で、環境パトロール活動など、廃棄物の不適正処理対策を推進するための活動を行う特別職の地方公務員をいう。

### 第3 任用等

アドバイザーの任命、解任、報酬その他の勤務条件等は、要綱に定めるところによる。

### 第4 配置運用

アドバイザーは、県行政との連携を図るため、岐阜中、大垣、揖斐、関、加茂、多治見、恵那及び高山の各警察署に配置するものとし、その活動区域は「警察署のブロック制度の運用に関する要綱の制定について」（平成8年3月14日付け務発第206号）に定めるブロック内とする。

### 第5 職務

生活安全部生活環境課長及び配置先の警察署長（以下「所属長」という。）の指揮監督のもとに、次の職務を行うものとする。

- (1) 環境監視パトロール活動に関すること。
- (2) 環境監視カメラの運用、解析、資料化に関すること。
- (3) 県との連絡調整や関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 広報啓発に関すること。
- (5) 環境問題相談活動に関すること。
- (6) その他特命事項に関すること。

### 第6 遵守事項

アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特別な権限が付与されたものではないことを十分認識し、その言動等は慎重に行うとともに、職務範囲を逸脱しないように努めること。
- (2) 常に身体及び服装を清潔にかつ端正にするとともに品位の保持に努めること。
- (3) 職務を行うに際しては、相手のプライバシーを侵害しないこと。
- (4) 常に警察官、県市町村等の環境対策関係職員との緊密な連携に努めること。

と。

- (5) 勤務中は、常に「身分証明書」(別記様式第1号)を携帯し、関係者から提示を求められた場合は、これを提示すること。

## 第7 報告

アドバイザーは、勤務時間中の活動内容について「勤務日誌」(別記様式第2号)に記載し、所属長に報告するものとする。

附 則 (平成16年3月2日付け生保第71号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日付け務第1155号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月27日付け生環第256号)

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日付け務第291号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6関係）

（表）

		第 号	
写 真	環境監視活動アドバイザーの証		
	氏 名		
	生年月日	生	
	年	月	日 交付
			岐阜県警察本部長 印

8.6 cm

5.6 cm

（裏）

1 環境監視活動アドバイザーは、その職務を行う場合は、この証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 この証明書を破損し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく発行者に届け出なければならない。

3 身分を失ったとき及び有効期間が満了したときは、速やかにこの証明書を発行者に返納しなければならない。

